号外

広報 横芝

発行所
千葉県山武郡横芝町
横芝町役場
TEL. 32・249・339

去る一月三十日横芝町医師団が新聞折込みとして全町に配布した声明書が、町民にあらぬ誤解を与える点があるものとして、町長は次のような見解を発表した。

医師団の声明書に対して！

＝発表内容本文通り＝

横芝町長　伊藤績夫

一月三十日横芝町医師団から声明書が出されましたが、その内容には、町民各位の判断を迷わせ又誤解を招く点が多々あると思われますので、そのいきさつを申し上げて見たいと思います。

声明書の要旨となっている東陽病院共同経営については、数年前より呼びかけがあり、前期議員在任中も検討はしておったのではありますが、その機に到らず、昨年現議員新任後、更に光町から数回共同経営について横芝町に対しての申入れがあり、十月十八日、光町関係者と、当町議員との会合も行われ、逐次その機運が深まり、十月二十八日には、当町においても、議員全員協議会を開き、東陽病院共同経営について協議の結果、共同経営につき調査委員を任命することに決定、議員の中から六名の委員を任命して正式調査に進んだのであります。

其後野栄町と光町との話合いが進み、野栄町は十二月十三日に共同経営の議決をなす旨連絡があり、当町も十二月十四日午後一時定例議会を招集、この議事開始前の午前十時から、東陽病院共同経営の件につき、議員全員協議会を開き、調査委員長の報告もあり、共同経営につき、充分討議の結果「野栄町が既に共同経営を決議した以上、光町及び野栄町で新築医療改善の事項が決定した後に横芝町が参加することは極めて不利であり、町民の福祉の面から、どうしても共同経営が望ましいので対等の立場で参加すべきである」との意見が多く、結論として午後の議会に共同経営の議案を提出したのであります。

声明書によれば議案外の議題であるとのことのようですが、定例議会においては臨時議会と異なり如何なる議案も提出できるのであります。而して、提出された議案は議会が審議する権限があり、これを可決するか、否決するかは、多数決の原則により、出席議員の過半数の賛成があって始めて決定されるもので、声明書による「二、三の人で計画し議会で強行採決を行ったのは、民主々義のルールを無視したものと断定する」云々という文面に到っては、議会の何であるかを無視したものとして考える以外全くその判断に苦しむものであります。又町当局が事業に着手する場合は、議会の議決が行われて後に始めて執行が出来るので、議決のないものを、二、三の者で決定すること等は到底考えられないのであります。

次に、東陽病院を共同経営にする理由としましては、横芝町付近には総合病院としては、東陽病院の他はなく、その東陽病院も既に建物や医療器類も老朽化してきたので、光町では、「これを近代的病院にしよう」とする計画が進められておったのであります。そこえ横芝町及び野栄町がこの経営に加わり「より立派な病院を建設し、相互町民の福祉に貢献すべきである」との見解から共同経営を決議したのでありまして、この点は人間最高の願望である。健康と生命を任せる大切な場所が立派に建設され、一人でも多く、早期治療が出来得るならば、町民各位も又喜んでいただけるものと確信いたすものであります。

この議決が行われた直後、横芝町医師会から、町長、並に議長宛に詰問状が提出されたので、これに対して円満了解を得べく、十二月三十日、町長、議長、副議長と医師団との話合いを行ったのでありますが、「議決を撤回すべきである」等の意見もあり、和解を見るに到らず、明けて一月八日山武郡医師会長から、和解勧告を意味する文書が到着し苦慮し一月二十日議会全員協議会を開き、円満解決の方法を見出すことに努め、「議員である医師二名が加わり、町長、議長、副議長、厚生常任委員長とで話合い、その上医師団と話合うこと」に結論を得たので、翌日、会合を行う予定でいたのですが、会合に参加予定の議員である医師から、「しばらく延期して慾しい」旨申出があり、当日の会合を延期したのであります。

しかるに二十日、協議会開会の直前において、校医、町医、老人ホーム嘱託医、それぞれの辞表が提出されたのであります。二十三日に到り、町長、議長、副議長は山武郡医師会長宅を訪問し、円満解決についての尽力方を依頼、郡医師会長は、早速横芝町医師団と話合った結果として、その報告を二十九日付文書をもって送付してくれたのでありますが、その内容から推して、医師会も余日を置いて、町当局と話合う意味のことが示されておりますので、町当局としましては最後まで、円満解決の望みを捨てず、打開の為の話し合いをする所存を持っておるのであります。

尚東陽病院共同経営にあたりましては、勿論横芝町にも諸経費の分担金はあります。大凡の内訳を申し上げて見ますと、総額約六千万円の内、四千万円は二十ケ年返賦の低利資金を借り受けこれを、光町、野栄町、横芝町の三町で返済し、不足分については国や県の補助金及び三町の負担となる訳でありますが、町民の福祉と云う大切な面から見れば、これは当然であり、已むを得ないものであるということを承知のもとに、議決されたのでありますから、その点も又、町民各位の御了解をお願いしたいのであります。

又、声明書の内容を見ますと、殊更に町政に対する歪んだ批判とも見受けられる点があることは、甚だ遺憾に堪えませんが、批判の一つ一つに対しましては、町民各位の良識にお任せいたし、当面の問題に対してのみ説明を申し上げるに止めます。

しかし、町政をお預りしております私としましては、「この町は、去る昭和三十五年には、全国町村会から、千葉県では只一町が選ばれ優良町村として表彰を受けており、今日尚、健全財政のもとに各種の事業をすすめつつあり、県下有数の実績を納めているということを今一度申し上げて御批判の参考として戴きたいと思うのであります。

私は敢えて、医師団の声明書なるものに反駁するものではありませんが、その内容が余りにも不明朗でありますので、茲に東陽病院共同経営問題について今日までのいきさつのみ申し述べ、町民各位の御了解を願うものであります。

終りに町の公職医、辞退により入学前児童の身体検査及び各種予防接種等についての支障をご心配のむきもあるかと思いますが、その点につきましては万全の方法をこうじてなんらの御迷惑もおかけしないように努力いたしておりますので、よろしくご安心下さるようお願いいたします。

以上

町民の皆様、大変御心配を御かけいたしましたが本件（広報号外）につきましては、一月三十日、山武郡医師会長松尾保健所長の斡旋により、横芝町医師団から七項目の要望が出されましたのでこれに対して最善の努力をする旨を回答し、円満解決出来る運びとなりましたので後日改めて、両者共同の声明書を発表いたします。（町長　寄）